

第 3 回

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

日 時 : 平成 25 年 2 月 22 日 (金) 13:00~15:00
場 所 : 山形県酒田市 酒田産業会館
司 会 : 新庄河川事務所 技術副所長

議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 委員長挨拶
4. 議 事
 - 1) これまでの経緯
 - 2) 緊急対策ドリルの検討
 - 3) 平常時準備事項の基本
 - 4) 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画書 (素案)
 - 5) 今後の予定
5. 閉 会

■鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 名簿

委員構成	第3回 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 名簿	
	氏名	所属・役職等
学識経験者	檜垣 大助	弘前大学農学生命科学部 教授
	林 信太郎	秋田大学教育文化学部 教授
	植木 貞人	東北大学大学院 准教授
	井良沢 道也	岩手大学農学部 教授
専門機関	岡本 敦	国総研/砂防研究室室長
	石塚 忠範	土研/火山土石流F-4上席研究員
	吉田 明博	気象庁仙台管区/火山防災情報調整官
	菅原 寿	山形地方気象台防災業務課長
	鳴海 敏光	秋田地方気象台防災業務課長
行政機関 (国)	須藤 文雄	林野庁/由利森林管理署長
	西 真	林野庁/庄内森林管理署長
	横山 喜代太	東北地整/河川部流域・水防調整官
	小松 寿	鳥海ダム調査事務所長
	花岡 正明	新庄河川事務所長
行政機関 (県)	佐藤 義治	山形県県土整備部砂防・災害対策課課長
	須藤 勇司	山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局危機管理課課長
	齋藤 春美	秋田県建設交通部河川砂防課課長
	佐藤 昇	秋田県総務部総合防災課課長
行政機関 (市町村)	本間 正巳	酒田市長
	時田 博機	遊佐町長
	横山 忠長	にかほ市長
	長谷部 誠	由利本荘市長
事務局	新庄河川事務所	
備考		

■ 第三回鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 出席者名簿

氏名	所属・役職等	出欠	代理出席者
檜垣 大助	弘前大学農学生命科学部 教授	○	-
林 信太郎	秋田大学教育文化学部 教授	○	-
植木 貞人	東北大学大学院 准教授	○	-
井良沢 道也	岩手大学農学部 教授	○	-
岡本 敦	国総研/砂防研究室室長	欠席	-
石塚 忠範	土研/火山土石流チーム上席研究員	代理	火山土石流チーム主任研究員 山越隆雄
吉田 明博	気象庁仙台管区/火山防災情報調整官	○	-
菅原 寿	山形地方気象台防災業務課長	○	-
鳴海 敏光	秋田地方気象台防災業務課長	○	-
須藤 文雄	林野庁/由利森林管理署長	代理	由利森林管理署 次長 加賀誠
西 真	林野庁/庄内森林管理署長	○	-
横山 喜代太	東北地整/河川部流域・水防調整官	代理	河川計画課 建設専門官 高橋一
小松 寿	鳥海ダム調査事務所長	○	-
花岡 正明	新庄河川事務所長	○	-
佐藤 義治	山形県県土整備部砂防・災害対策課課長	代理	砂防・災害対策課 主査 瀬戸雅治
須藤 勇司	山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局危機管理課課長	代理	危機管理課 防災専門員 武田良雄
齋藤 春美	秋田県建設交通部河川砂防課課長	代理	河川砂防課 副主幹 鳴海勝哉
佐藤 昇	秋田県総務部総合防災課課長	欠席	-
本間 正巳	酒田市長	○	-
時田 博機	遊佐町長	○	-
横山 忠長	にかほ市長	代理	防災課長 須田一治
長谷部 誠	由利本荘市長	代理	危機管理課 参事兼課長補佐 鎌田直人

第3回 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

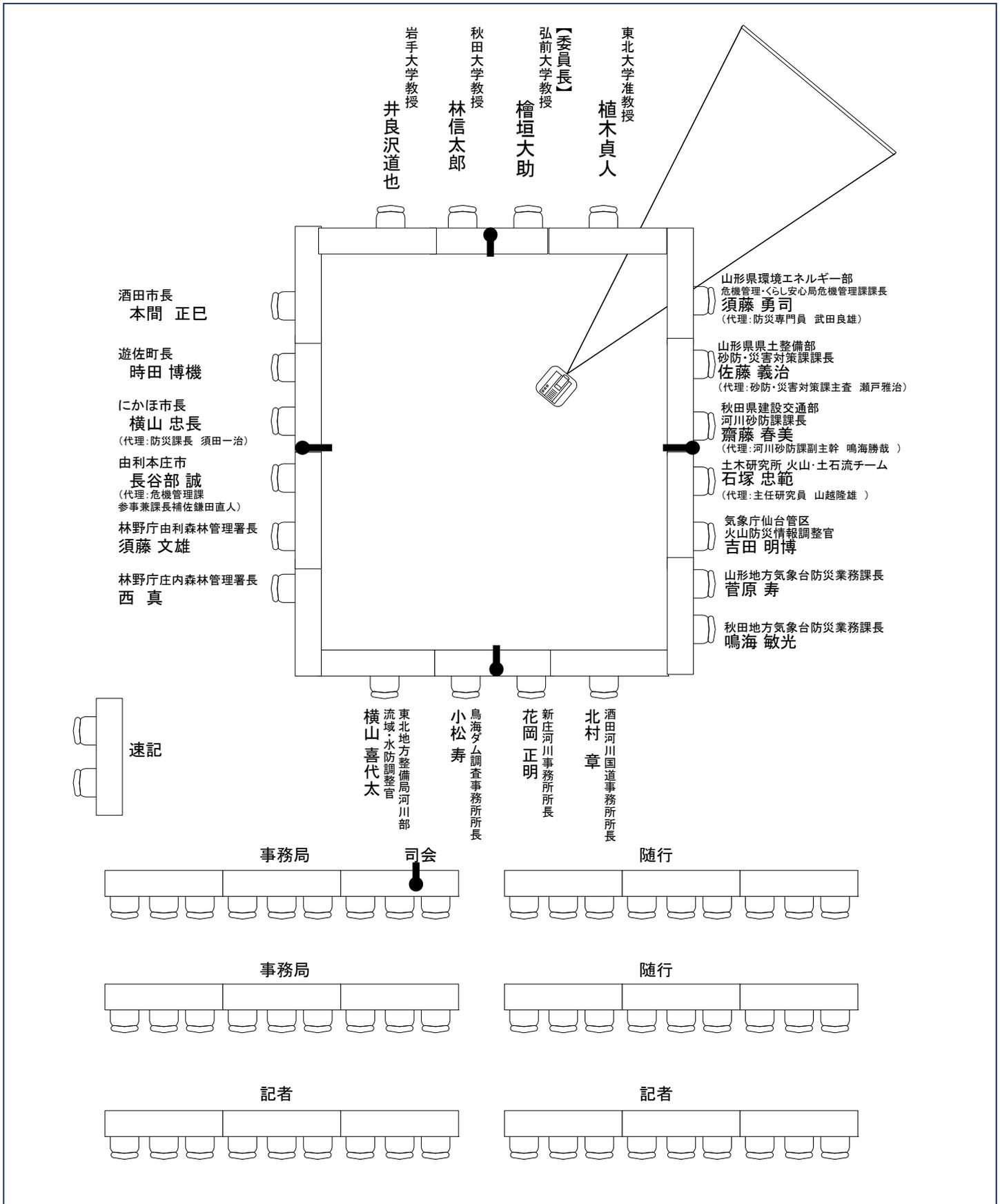
酒田産業会館 4F

座席図

平成 25 年 2 月 22 日 (金)

「日本海」

13 : 00 ~ 15 : 00



<参考資料>

設置趣意および規約類

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 設立趣意書

鳥海山は秋田県と山形県の県境に位置する活火山で、有史以降多くの噴火記録があります。近年では1974（昭和49）年に小規模な噴火が発生し、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、火口の近くでは噴出物が雪を融かして小規模な融雪型火山泥流が発生しました。

また、今から約1100年前の869（貞観11）年の貞観地震後に発生した火山噴火では、大規模な被害が発生しました。

現在、鳥海山の周辺は火山特有の美しい景勝地やスキー場、温泉を目的に訪れる観光客が多く、観光は地域の重要な産業となっています。

山麓には秋田県にかほ市、由利本荘市、山形県酒田市、遊佐町が広がり、JR羽越本線や国道7号などの重要交通網が通っているため、大規模な噴火に至った場合には、これら保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。このため、いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え、早急な対策の実施が求められています。

しかし、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には、多大な事業費と長い期間を必要とします。このため、2007年4月に国土交通省砂防部により策定された「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）するために「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定することとしました。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討にあたり、鳥海山の過去の噴火実績及び被害想定から被害拡大を考慮すべきであること、火山防災及び砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であることから、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置します。

「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

本委員会は、秋田県・山形県にまたがる鳥海山の噴火に起因する土砂災害を軽減するための緊急時対策（ハード対策及びソフト対策）を、効率的かつ効果的に実施するため「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定することを目的とする。

第3条（組織等）

委員会は、新庄河川事務所長が設置する。

2 委員会の委員は、新庄河川事務所長が委嘱する。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

3 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て、新庄河川事務所長が招集する。

2 委員の任期は、平成25年 3月31日とする。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

第6条（公開）

委員会の公開方法については、委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、新庄河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会 に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成23年 月 日より施行する。

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する公開方法

(案)

1. 会議の公開

- (1) 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議概要の公開

- (1) 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所

以上